

豚コレラ疑似患畜確認事例検討報告書の概要について

鹿児島県豚コレラ疑似患畜確認事例検証チーム

I 経緯

平成8年から我が国において「豚コレラ撲滅対策」が本格的に開始され、ワクチンを使用しない防疫体制の確立による豚コレラの清浄化が推進されてきたところである。このような中、平成16年3月から9月にかけて鹿屋市で4件、高尾野町で1件の豚コレラウイルス分離事例が発生した。第1事例は内容不明の薬品の注射に起因するものと考えられたこと、第2事例以降についても同一のウイルスが分離されたことから、いずれの事例も家畜伝染病予防法に基づく「豚コレラ疑似患畜」として防疫措置が実施され、清浄化された。しかし、一連の事例では養豚産業を取り巻く様々な問題が提起されたため、鹿児島県では感染原因・経路および付随する問題点について総合的に検証する「豚コレラ疑似患畜確認事例検証チーム」を設置し、今般その結果をとりまとめた。

II 検証の内容

1. 発生要因

- ・第1事例では、農場管理者から内容不明の薬品を飼養豚に注射したという聞き取りが得られた。
- ・鹿屋市は、第1事例農場から半径3km以内に70農場が存在する我が国でも有数の養豚密集地帯であった。農場の多くは一般道路と近接しているうえ、適切な侵入防止対策及び衛生管理対策が不十分な農場もあり、人や車両、衛生害獣等を介した病原体侵入の可能性が考えられた。
- ・高尾野町は鹿屋市の飼養密度の約9分の1であり、小規模農場が主体であった。

2. 原因ウイルス

- ・計5事例で分離されたウイルスはすべて同一であった。
- ・分離ウイルスは国内承認ワクチンであるGPE⁺株とは若干異なっていたが、遺伝子解析ではGPE⁺株と近縁であった。
- ・国内承認ワクチンは製造段階での品質管理が十分行われており、ワクチンからの派生ウイルスは過去にも見つかっていないことから、分離ウイルスが国内承認ワクチンから派生した可能性は極めて低いと考えられた。
- ・第1事例の疫学的調査結果及び農場管理者からの聞き取り調査結果から、ここで使用された内容不明の薬品に原因となる豚コレラウイルスが混入していた可能性は高く、さらに、内容不明の薬品が注射液の包装形状であったことを勘案すると、これが国内で承認されていないワクチンであった可能性が考えられた。

3. ウイルスの伝播

- ・鹿屋市の事例では、豚に異常が認められた時期や検査結果等から、第1事例の飼養豚から排泄されたウイルスが、発生要因で述べた複合的要因により伝播してその後の事例に繋がったと考えられた。
- ・高尾野町の事例は6月下旬に当該農場にウイルスが侵入していたと推察されたが、鹿屋市の事例との関連は確認されなかった。

Ⅲ 本病防疫に関する提言

1. 適切な衛生管理

- ・飼養者は、家畜の健康観察及びその記録、消毒、立ち入り制限等の一般的衛生管理の徹底に努め、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準を遵守しなければならない。
- ・動物用医薬品は、関係法令に基づき適正に使用されなければならない。
- ・地域ぐるみの衛生管理の推進は病気のまん延防止に極めて有効であり、そのため地域内農家は相互連携を図るべきである。

2. 早期連絡態勢の構築

- ・飼養者や獣医師は、常に家畜保健衛生所と連携し、疾病の早期発見及び早期診断に努めなければならない。

3. 防疫における行政対応

- ・日頃から、検査要員、防疫要員の確保や動員等の態勢を確認しておく必要がある。
- ・万一に備え、必要な防疫資材、機材の備蓄に努め、適切な保管場所の選定や輸送方法について検討しておく必要がある。
- ・焼却、埋却に加えて化製処理の有効性にも注目し、その態勢も考える必要がある。
- ・家畜保健衛生所は、農場管理者からの報告徴求や積極的な病性鑑定に努め、病勢や農場内の豚の移動等を考慮したより効果的な防疫に努める必要がある。

4. 役割分担・連絡態勢

- ・伝染病の発生予防やまん延防止のため、行政及び生産者等は、日頃からの防疫対策会議や防疫演習を通して、その役割分担と互いの連携強化を図る必要がある。

Ⅳ 豚コレラ撲滅対策に関する提言

1. ワクチン接種による防疫上の混乱

- ・清浄性確認検査において、ワクチン接種による抗体陽性豚の存在は野外ウイルス感染を隠蔽する可能性があり、また、迅速かつ的確な初動防疫を行う上で大きな障害となる。

2. 全国的なワクチンの全面中止

- ・今回の事例をふまえ、生産者と行政が一体となってワクチンの全面中止を推進し、清浄化を早急に達成すべきである。